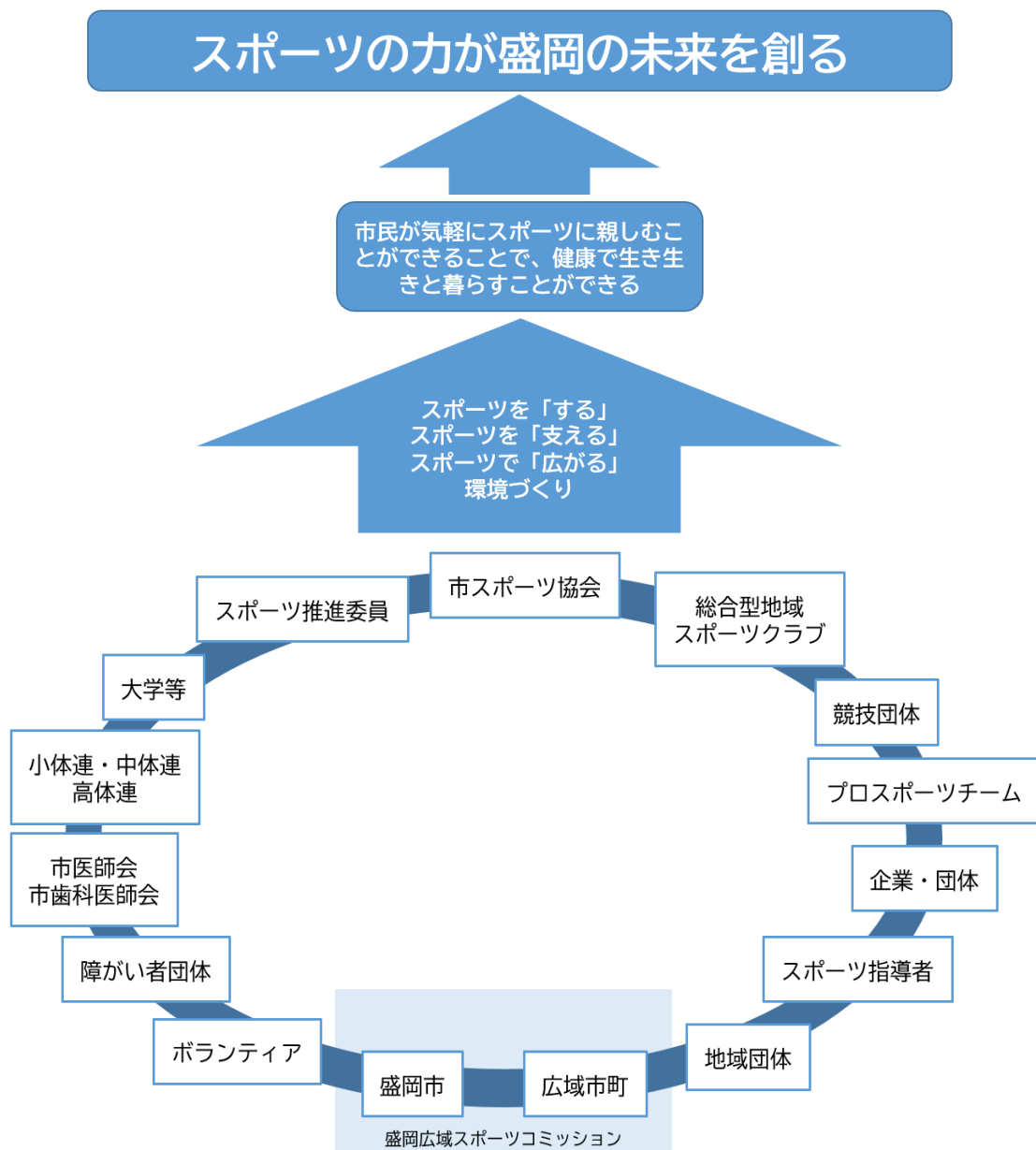


1 計画の推進体制

地方自治体は、スポーツ基本法に掲げられている「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」等の8項目にわたる基本理念*に基づき、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じたスポーツに関する施策を策定し、実施する責務があります。

このことから、本計画の基本方針の実現に向けては、市民のスポーツへの関心と理解のもと、国、岩手県はもとより、すべてのスポーツ関係者の連携・協働により、施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

【再掲：基本方針の実現に向けた仕組みのイメージ】



* 資料 P53 参照

2 計画の評価

Ⅲ (1) 成果指標の設定と評価方法について

今後5年間を見通した基本方針に基づいて、施策を推進し、確実に実施するためには、適切な成果指標及び管理指標を設定し、その達成状況を客観的に評価する必要があります。このため本計画では、「施策の柱」に沿って、定量的な成果指標を設定することとします。

Ⅲ (2) PDCAサイクルによる計画管理

成果指標を着実に達成するため、P（計画）→D（実行）→C（評価）→A（改善）のサイクルにより計画を管理します。

このため、市はスポーツ推進審議会に対して計画の進行状況及び成果指標の達成状況を定期的に示し、評価や改善の提案を受けながら計画管理を行います。

